

大分県報

令和三年
第二六一号
十一月十九日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………
土地収用法による土地立入り……………

告示

大分県告示第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年十一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営農村地域防災減災事業

中間大池地区

令三・一一・一九から
令三・一二・九まで

宇佐市役所

大分県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営
中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する
同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

大分県報（告示）

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年十一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

地区名

縦覧期間

縦覧場所

香々地区堅来工区

令三・一一・一九から
令三・一二・九まで

豊後高田市役所

大分県告示第六百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり
土地の立入りを許可した。

令和三年十一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

一 起業者の名称

九州電力送配電株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線路二二〇kV 大分幹線（南線）建替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

大分市大字片島字折付、字堤ヶ谷、字大道、字七曲り、字耳取、字シル谷、字障子ヶ尾
及び字荷付、大字松岡字法師ツフリ及び字長尾、大字且野原字茶ヤガ本、字中道、字七
曲、字連田、字山ノ口、字サ、コエ、字ハバル、字荒蒔、字大迫、字畑ヶ迫、字古堂原及
び字神原、大字下判田字大牧、字ミギカチチ、字尾迫、字垣那、字コシキ、字大末道、字
上ノ奥、字幸久保、字ヤリト、字岩ノ下、字植田小迫、字後鳥越、字尾崎、字植田、字後
及び字大道、ひばりヶ丘四丁目、ひばりヶ丘五丁目、大字中判田字西ノ園、字穴井ヶ迫、
字下ノ迫、字野畑、字柳林、字申喰、字笹越、字片峰、字横尾、字アタガ迫、字小坪、字
殿村、字成蒔田、字六反田、字六反田向、字寒根迫、字大ノ向及び字大ノ平、高江北一丁
目、高江北二丁目、高江中央一丁目、高江中央二丁目、高江中央三丁目、高江西一丁目、
大字上判田字ヤ子迫、字帯田、字大久保、字下横尾、字戸ノ上、字餅田、字長迫、字平
田、字横尾、字トウメキ、字蔵ノ前、字ヤツコン田、字種ヶ迫、字西上、字井ノ平、字井
ノ迫、字松ヶ迫、字上ノ山、字堂ノ本、字下タ、字中ノ屋敷、字竹ノ戸、字岡田、字下津
留、字上サ、字サキツル、字水ヶ谷、字カギタ、字ツル、字長ツル、字井ノ上、字神ノ

田、字小迫、字小田原、字札ケ尾、字ウシロ、字カイワラ、字ヤツウシ、字中尾、字宮ケ浦、字池ノトウ、字西ケ谷、字カシ山、字瀬戸、字野稻堂、字鳥越及び字下井手ノ迫、大字寒田字宮ノ浦及び字元宮、大字岡川字大其田、字前畑、字尾首、字池ノ戸、字宮地平、字森ノ前、字宮地前、字ラムロ、字大村、字東ツル、字天神ケ尾、字荒平、字竹ノ下、字ゴ王宮東平、字横道、字大久保、字高場ヨリ下、字小野、字ヒイケ迫、字釈迦辻、字大久保山、字鐘堂道、字楠平、字徳ノ尾向、字栢ノ木平、字一本松西平、字雲平寺西平、字天神堂、字芝原、字中ノ駄床、字ゴザ及び字薬師堂、大字高瀬字落水、大字口戸字夫婦石、字笠松、字越渡、字大久保、字平ノ山、字七曲り、字平ノ、字乙尾及び字鬢迫、大字木上字於待屋、字川田、字九嶷山、字宇津木、字石水、字山志野、字柿木迫、字下川原、字谷尻、字御所、字善山寺、字寺畑、字鴛迫、字法花、字中嶋、字八反畠、字過津留、字風堀、字池田、字東光寺、字城ノ平、字替園及び字豊城庵、大字廻栖野字亀ノ甲、字中山田、字奥山田、字本村、字谷筋、字神ノ田、字船ノ本、字園田、字小原、字松原、字井ノ平、字堀田、字中ノ原、字宮ノ本、字田平、字向鶴、字灰瀬戸、字米山、字西平、字安友谷、字池田、字戸ノ口、字廻渕、字田向、字岡鶴、字山際谷、字新界、字田吹原及び字北平、富士見が丘西三丁目、富士見が丘西四丁目、大字入蔵字瀬戸ノ上、大字横瀬字谷大迫、字芝尾、字辻田、字八郎下、字猿渡、字定地坊、字浦井ケ尾、字大谷、字八木尾、字灰瀬戸及び字茅場、緑が丘四丁目、緑が丘五丁目、大字野津原字久保田、字南鶴、字川向、字二ノ瀬鶴、字恵良表、字柳井迫、字界米、字二ノ瀬原、字天神ノ上、字儀丁場、字下平野、字天神ノ下、字上馬場、字荒田ケ迫、字小屋鶴河原、字寺町、字上平野、字下小屋鶴、字河原田、字大迫、字上小屋鶴、字鍋ケ谷、字徳仏及び字船ケ平並びに大字福宗字北平、字久保鶴、字船ケ平及び字野々台

由布市挾間町鬼崎字向原、字猿飼及び字追埜並びに挾間町谷字尾袋

四 立ち入ろうとする期間

令和三年十二月一日から

令和七年十一月三十日まで